

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案） に係る意見聴取について

令和4年5月25日

個人情報保護委員会事務局

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）

■ **デジタル社会の実現に向けた重点計画**（以下「重点計画」という。）は、

- ① デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第1項に規定する**デジタル社会の形成に関する重点計画**
- ② 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項に規定する**情報システム整備計画**
- ③ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項に規定する**官民データ活用推進基本計画**

の3つの計画を統合したものとして策定される、政府が定める計画（閣議決定）である。

■ 重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであり、デジタル庁を始めとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものであるとされている。

■ 6月上中旬にデジタル社会推進会議で決定されたのち、閣議決定される予定である。

委員会に対する意見聴取について

- 内閣総理大臣がデジタル社会の形成に関する重点計画の案を作成する際は、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（デジタル社会形成基本法第37条第4項）。
- また、内閣総理大臣が官民データ活用推進基本計画の案を作成する際にも、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（官民データ活用推進基本法第8条第4項）ほか、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図ることとされている（同法第8条第9項）。

重点計画（案）の主な更新内容について <本文> ①

■ 「個人情報保護」として、以下の事項について記載されている。

- 令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正等により、令和4年4月以降、国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されている。
- 国の行政機関においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律や個人情報の保護に関する基本方針、個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。
- 委員会は、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の令和5年4月の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体に対して丁寧な助言や支援などを行うとともに、改正後の個人情報保護法の適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、引き続き十分な周知・広報等を行う。
- さらに、委員会は、令和2年改正法の周知・広報を行うとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。
- 以上の改正法等によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、委員会の体制の強化を図る。

重点計画（案）の主な更新内容について <本文> ②

■ 「DFFTの推進を始めとする国際戦略」

- 「Trusted Web」に関する取組の推進等を通じたものを含むテクノロジーの活用や、令和5年のG7日本開催における具体的成果創出、米国・EU・英国を始めとする諸外国・地域等の機関との連携、データ格差を抱える新興国等への支援や協力等について記載が追加されている。

■ 「司令塔としてのデジタル庁の役割」

- 「デジタル社会に対する国民の理解を深めるため、社会の様々な主体を対象として、効果的な広報活動や、「デジタルの日」を通じた取組を含め、デジタル化の推進に向けた機運の醸成に取り組むこと」が追加されている。

■ 「デジタル化の基本戦略」

- 令和3年12月に策定された「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえた規制の横断的な見直し、デジタル田園都市国家構想の実現、産業界と一体となった対応によるDFFTの推進等について記載が追加されている。

■ 「サイバーセキュリティの確保」

- 国家安全保障上の課題へと発展していくリスクの増大も踏まえ、情勢の変化に即応したサイバーセキュリティ対策を講じることの重要性等について記載が追加されている。

■ 「包括的データ戦略の推進」

- 「トラストを確保する枠組みの実現」、「プラットフォーム」、「データ取扱いルールの実装の推進」、「データ取引市場とPDS・情報銀行」、「ベース・レジストリの整備の推進等」、「オープンデータの推進」、「基盤となるデータの整備」について記載が更新されている。

重点計画（案）の主な更新内容について <本文> ③

■ 「国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン」

- 「行政機関間のバックオフィスでの情報連携」、「プッシュ型サービス等実現のための地方公共団体内の住民情報の活用」、「本人を介した官民の情報活用」について記載が追加されている。

■ 「マイナンバー制度の利活用の推進」

- 在留邦人に対する行政手続の実施や国家資格等のデジタル化に寄与する事務等について、従来のマイナンバー利用事務からの拡大を図り、デジタル完結を図ること等について記載が追加されている。

■ 「マイナンバーカードの普及及び利用の推進」

- 「公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供」について記載が追加されている。

■ 「ワンストップサービスの推進等」

- 「子育て・介護ワンストップサービス等の推進」、「引越しワンストップサービスの推進」、「死亡・相続ワンストップサービスの推進」、「社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の推進」、「旅券（パスポート）申請のデジタル化」、「在留関係手続のデジタル化」、「入国手続等のデジタル化」、「国税関係手続のデジタル化の推進」について記載が更新されている。

■ 「準公共分野のデジタル化の推進」

- オンライン資格確認等システムに係るガバメントクラウドの活用、教育データの更なる標準化及びデータ連携、「防災」分野における民間事業者との情報共有、こどもの貧困に対する支援等について記載が追加されているほか、「モビリティ」「農林水産業・食関連産業」「港湾（港湾物流分野）」「インフラ」について記載が更新されている。

重点計画（案）の内容について <施策集>

- 個人情報保護委員会として実施していく施策として、以下の2点について記載されている。
 - 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築（2-3）
 - 個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信（3-4）
- このほか、個人情報等の取扱いに係る施策として、各府省庁が行う次のような施策が盛り込まれているところであり、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、関係府省庁への助言等、必要な対応を行っていく。
 - 国際的なデータ流通の推進（2-1）
 - 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進（4-1）
 - いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備（4-2）
 - 土地情報連携の高度化（4-19）
 - 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID（共通番号）のルール整備（4-21）
 - 子育て・介護ワンストップの推進（5-8）
 - 引越しワンストップサービスの推進（5-9）
 - 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進（6-1）
 - 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現（6-2）
 - 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入（6-4）
 - 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進（6-5）
 - 匿名加工医療情報の利活用の推進（6-6）
 - 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討（6-7）
 - 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進（6-11）
 - ICTを活用した教育サービスの充実（6-12）
 - 教育データの効果的な活用の推進（6-13）
 - 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築（6-15）
 - 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進（6-19）
 - 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用（6-38）
 - 国土交通データプラットフォーム整備（6-43）
 - デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進（7-3）
 - 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進（7-5）
 - 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発（9-30）